

# 母子家庭のなまくべ

## 児童扶養手当 の額が改正

人以上の場合は、一人につき加算額「四百円」から「二千円」に、それぞれ引き上げられ、この改正は昭和五十五年八月分の手当から適用されます。



児童扶養手当とは、つきの各項のいずれかに該当する十八歳未満の児童を監護する母、もしくは母以外の養育者に支給されます。

- (一) 父母が婚姻を解消した児童
- (二) 父が死亡した児童
- (三) 父が廃疾の状態にある児童
- (四) 障害者手帳の一・二級程度
- (五) 父の生死が明らかでない児童
- (六) 父が引き続き一年以上遺棄している児童
- (七) 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童

## 福祉手当等の額の改正 特別児童扶養手当

### ○特別児童扶養手当とは

在宅障害児（満二十歳まで）の父若しくは母がその障害児を監護するとき手当の支給が受けられます。

手当の支給額がつきのように改めされました。

月額、重度障害児一人につき「三万円」から「三万三千八百円」に

に、中度障害児一人につき「二万円」から「二万二千五百円」にそれぞれ引き上げられました。

月額、児童一人につき「二万六千円」から「二万九千三百円」に、児童二人につき「二万八千円」から「三万四千三百円」に、児童三人

に、「五百五十円」に引き上げられました。

この改正は昭和五十五年八月分の手当から適用されます。  
手当額は重度心身障害者一人につき月額「八千円」から「九千二百五十円」に引き上げられました。  
この改正は昭和五十五年八月分の手当から適用されます。

## 母子家庭に 医療費の助成

市内に住所を有する母と子供（十八歳の年度末まで）が病気で入院した場合と子供が歯科診療（乳歯の抜歯を含む初期練成充填まで）を受けた場合に本人の負担した費用を助成します。

ただし、生活保護を受けていた者、前年の所得税の納付義務を有する者を除く。

## 障害者に 医療費の助成

在宅重度心身障害者でつきに該当する方は医療費が無料となります。

○対象者

（一）本市に居住する年齢二十歳以上者で国民年金法による障害福祉年金の受給権者であつて、その障害の程度が国民年金法の一級に該当する者、またはこれと同等程度の廃疾の状態にある者。

（二）本市に居住する年齢二十歳未満の者で特別児童扶養手当の受給対象児童。

（三）国民年金法に定める所得制限に該当しない者。

## 保育園児入園の申込みを受付けます

II 55・12・1 ~ 56・1・31 II

十二月一日から一月三十一日まで保育園児の入園受付をつきの要領により行ないます。

### 入園資格

○児童の母親が、家庭の外で仕事をするため、その児童の保育ができない場合。

○児童の母親が、家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするため、その児童の保育ができる場合。しかし、父親がその仕事に従事していて、かつ、そのための使用者がいる家庭は除かれます。

○母親の死亡、行方不明、拘禁などの理由により母親のいない家庭の場合。

○母親が出産の前後、病気、心身の障害があり、その児童の保育ができない場合。

○その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があり、母親がいつもその看護のためその児童の保育ができない場合。

### 入所措置期間

昭和五十六年四月一日から九月三十日までの六ヶ月間とし、なお、その措置児童の措置理由があると認められるときは、昭和五十七年三月三十一日まで更新されます。

### 入所児の保育料

保育料の決定は、保護者の所得（市民税、所得税の課税額）固定資産額により決定します。詳しくは、福祉事務所におたずねください。

（1）給与所得者は昭和五十五年分源泉徴収票及び課税証明書添付。

（2）（三）一一一内線二七一